

緊急事態対策規程

(目的)

第1条 この規程は、公益社団法人日本消費生活アドバイザー・コンサルタント・相談員協会（以下「本会」という。）における緊急事態対策に関して必要な事項を定め、危機対応のための準備及び発生時の対応を明確にし、もって本会の事業運営の堅実化および損失の最小化を図ることを目的とする。

(適用)

第2条 緊急事態が発生した場合は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律によるほか、この規程を適用する。

2 この規程は、本会のすべての正会員及び役職員に適用する。

(緊急事態の範囲)

第3条 この規程で定める緊急事態の範囲は、次の各号とする。

- (1) 本会の事業活動に起因し、内外に対して重大な影響を及ぼす事故
- (2) 本会の事業活動における重大な法令違反が疑われる事態の発生
- (3) 正会員及び役職員による背任、横領などの内部統制上の重大な不祥事
- (4) 本会の信用失墜につながる重要事項
- (5) その他事業活動上の緊急事態

(対策責任者)

第4条 緊急事態対策の所管は総務委員会とし、その責任者は総務委員長とする。ただし、総務委員長に任務が遂行できない事情が生じたときは広報委員長が責任者となり、総務委員長の職務を代行する。

2 緊急事態がコンプライアンス関連の場合は、総務委員長はコンプライアンス委員会委員長の指示に従う。

3 緊急事態が個人情報関連の場合は、総務委員長は個人情報保護管理責任者の指示に従う。

(総務委員長への通報)

第5条 緊急事態の発生又は発生の可能性を認知した正会員および役職員は、直ちに総務委員長に次の事項を通報する。

- (1) 緊急事態の内容
- (2) 緊急事態の発生日時
- (3) 内容の根拠となる物証等

2 事務局が緊急事態の発生又は発生の可能性を認知したとき、及び緊急事態に関して外部から電話等を通じて情報を入手したときは、直ちに総務委員長に、前項に定める事項を通報する。

(代表理事及び広報委員長への報告)

第6条 総務委員長は、前条による通報があったときは、直ちに代表理事（会長、副会長）及び広報委員長に報告しなければならない。

(事象発生の確認)

第7条 総務委員長は、通報に基づき、緊急事態の発生を確認しなければならない。

2 ここでいう緊急事態とは、第3条で定める事象の生起そのものであり、詳細な真偽を確認する行為まで含まない。

(理事、監事及び事務局代表への報告)

第8条 総務委員長は、緊急事態の発生が確認できた時点で、すみやかに理事（外部理事を除く）、監事（外部監

事を除く)及び事務局代表に、緊急事態の発生を報告しなければならない。ただし、総務委員長が必要と認めた場合は、外部理事及び外部監事へも緊急事態の発生を報告する。

(理事等の招集と検討事項)

第9条 総務委員長は、理事(外部理事を除く)、監事(外部監事を除く)及び事務局代表を招集し、次の事項について検討する。ただし、緊急事態の内容及び程度に応じ、招集の範囲を限定することができる。

- (1) 緊急事態における事実関係の詳細把握と分析
- (2) 応急処置の決定と指示
- (3) 関係官庁への報告及び相談の要否
- (4) 原因究明と対策指針の決定
- (5) 調査のための第三者委員会設置の必要性の有無、ならびに設置する場合の委員の構成、調査方法等の決定
- (6) 対外広報及び対外連絡の内容、時期、窓口、方法の決定、ならびに本会内連絡の内容、時期、方法等、公表に関する事項の決定
- (7) 総務委員長から指示又は連絡ができないときの代替措置の決定
- (8) 対策実施上の分担等の決定及び対策実行の指示
- (9) その他必要事項の決定

2 前項に定める対策は、通報から7日以内を目途として策定する。

(理事及び監事への報告と理事の承認)

第10条 総務委員長は、前条により協議、決定された内容を理事(外部理事を除く)及び監事(外部監事を除く)に報告し、理事(外部理事を除く)の承認を得る。

2 第8条ただし書きにより外部理事及び外部監事へも緊急事態の発生を報告した場合は、前条により協議、決定された内容を、外部理事及び外部監事に報告する。

(緊急事態収拾のための対策等の実施)

第11条 本会は、緊急事態収拾のための対策、ならびに必要なに応じて緊急事態の再発を防止するための対策を実施する。

2 前項に定める対策は、総務委員長が関連する本会組織と協議して決定し、理事(外部理事を除く)の承認を得る。

(公表)

第12条 本会は、緊急事態に関して、必要に応じ、次の方法で事実関係を公表する。

- (1) 記者会見、新聞発表
- (2) 新聞広告等の掲載
- (3) 本会ホームページ
- (4) 本会会員専用ページ
- (5) 本会広報誌
- (6) その他必要とする公表手段

(問い合わせへの対応)

第13条 本会は、緊急事態について、関係者から問い合わせがあったときは、広報委員長が事実関係を説明し、理解を求める。

(規程の改廃)

第14条 この規程の改廃は理事会の決議を経て行う。

(附 則)

第1条 この規程は平成26年3月5日から施行する。

第2条 この規程は、平成27年3月7日に改定し、平成26年11月30日に施行する。